

1	令和7年度 第2回厚真町農業委員会総会議事録
	令和7年5月30日（金） 午前9時30分から
2	令和7年度 第2回厚真町農業委員会総会を総合福祉センター第2会議室に招集する。
3	出席委員 14名（定員14名） 会長 14番 小谷和宏 職務代理 13番 高橋宥悦 委員 1番 早坂信一 2番 岡嶋修司 3番 藤本裕一 4番 上田輝美 5番 中島純一 6番 中島広幸 7番 長谷川和司 8番 斉藤 仁 9番 澤田和博 10番 工藤英暢 11番 安田久美子 12番 米澤慶一
4	議事日程 第1 議事録署名委員の指名 第2 会期の決定 第3 諸般の報告 第4 農業者年金業務報告 第5 報告第1号 各諸証明の発行 第6 議案第1号 現況証明 第7 議案第2号 農地法第4条の許可処分 第8 議案第3号 賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認 第9 議案第4号 農用地利用集積計画の決定 第10 農地移動適正化あっせん委員の指名
5	議事に参与した者（事務局職員） 大垣事務局長 石間主査 奥井主事
事務局（大垣局長）	ただ今から令和7年度第2回総会を開催します。 開催にあたりまして、小谷会長よりご挨拶をお願いします。
小谷会長	【会長挨拶】
事務局（大垣局長）	本日の出席委員は、14名全員であります。定足数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、厚真町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は小谷会長にお願いいたします。
6	議 事
議長 （小谷会長）	これより、議事に入ります。（午前9時30分） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 厚真町農業委員会会議規則第12条第1項の規定する議事録署名委員ですが、

	議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」の声あり】
議長 (小谷会長)	それでは、上田委員、中島純一委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の大垣事務局長、石間主査、奥井主事を指名いたします。
議長 (小谷会長)	日程第2 会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。 これに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」と声あり】
議長 (小谷会長)	「異議なし」と認めます。 したがって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。
議長 (小谷会長)	日程第3 諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布のとおりでありますので、報告済みといたします。
議長 (小谷会長)	日程第4 農業者年金業務報告を行います。 事務局から、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	本日配布しています、農業者年金処理台帳をご覧ください。 5月分の処理状況でございますが、 44番 死亡関係届出書1件 45番 被保険者資格喪失届出書1件 計2件を処理しています。 以上で、報告を終わります。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、質疑はありませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長 (小谷会長)	質疑なしと認めます。 したがって、農業者年金業務報告は報告のとおりといたします。
議長 (小谷会長)	日程第5 報告第1号 各諸証明の発行を議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書1ページをご覧ください。 報告第1号 各諸証明の発行について。 厚真町農業委員会処務規定第4条第1項の規定により下記のとおり発行したので報告します。 令和7年5月30日提出、厚真町農業委員会会長。 証明番号2番から3番 現況証明2件を発行しております。 以上で報告を終わります。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。 これより、報告第1号に対する質疑を許します。 何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長 (小谷会長)	日程第6 議案第1号 現況証明を議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書2ページでございます。 議案第1号 現況証明について。 次のとおり現況証明願があったので提出します。 令和7年5月30日提出、厚真町農業委員会会長。 1番、所在、〇〇〇〇番地。

	公簿・現況ともに畑。申請現況は原野でございます・ 現地確認の結果、農地採草放牧地以外 非農地と判定しております。 地積合計 〇〇㎡。 願出人・所有者 〇〇 〇〇〇〇 願出理由につきましては、地目変更登記のためでございます。 説明資料をご覧ください。 1 ページ申請地の位置図、2 ページ申請地の地番図、3 ページ申請地の写真図、 4 ページが現地の写真でございます。 5 月 19 日に工藤委員・岡嶋委員・長谷川委員で現地確認を実施しております・ 説明は以上でございます
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。ここで地区担当より補足説明を求めます。工藤委員お願いいたします。
工藤委員	いま、奥井主事が言われた通りですが、写真で見る通り、畑の中に木が生えている状態でして、流石に荒れているような状態でした。 〇〇さんも数十年以上畑としては使っていなかったということですので、よろしくをお願いいたします。
工藤委員	ありがとうございます。これより、議案第 1 号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長 (小谷会長)	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 1 号について起立により採決いたします。本件について、 原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長 (小谷会長)	起立全員であります。 したがって、議案第 1 号 現況証明については、原案のとおり可決されました。
議長 (小谷会長)	日程第 7 議案第 2 号 「農地法第 4 条の許可処分」を議題とします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局（奥井主事）	議案書 3 ページでございます。 議案第 2 号 農地法 4 条の許可処分について。 次のとおり、農地法 4 条の許可申請があったので委員会の意見を求める。 令和 7 年 5 月 30 日提出、厚真町農業委員会会長。 1 番土地の所在 〇〇 〇〇 公簿現況ともに畑でございます。 地積 内面積で〇〇㎡ 転用目的及び計画の内容でございますが、 穀物乾燥倉庫 1 棟 〇〇㎡でございます。 転用者 〇〇 〇〇 〇〇〇〇でございます。 申請理由でございますが、主食用米の増産にあたり、乾燥機の増設及び保管場所を確保する必要があるため、農業用倉庫の新設を行いたい。 農用地以外の建設可能土地を検討したが、敷地内では十分な場所がなく、また、乾燥機の搬出作業が増加するにあたり、効率的な作業実施を行うことに考慮し、現在の倉庫に隣接する当該箇所以外に新設することが困難であるためでございます。 説明資料 5 ページをご覧ください。 5 ページに位置図、6 ページに地番図、7 ページに写真図、8 ページに現地写

	真でございます。 9 ページでございます。 12 ページまでが図面等の資料になります。 9 ページ赤枠部分が申請場所になります。 続いて、13 ページをお開きください。 農地転用許可申請に係る審査表でございます。 1 立地基準 (1) 農地区分の判断ですが、農用地区域内農地と判断しております。 (2) 判断した理由ですが、農業振興地域整備計画図に農用地区域内農地であることを確認しています。 14 ページ (3) 申請地以外に代替地がないと判断した理由ですが、現在の倉庫に隣接する当該箇所に新設することで、既存施設と一体的な管理、運営がおこなえることから、当該農地を選択することはやむを得ないと認められます。 中段 2 一般基準、3 添付資料につきましては、記載の通りでございます。 16 ページでございます。 中段の 4、例外許可事由の該当状況ですが、農地法第 4 条第 6 項第 1 号イでございます。 こちらにつきましては、農業施設建設の場合は、転用をすることが出来ると認められております。 大きい 5 番、総合判断。 農用地区域内農地においては、本来、転用が出来ませんが、農業用施設用地に変更されることで、転用について許可出来ることとなっております。 立地基準及び一般基準の判断の結果、許可相当と認められる。 本事業計画には実施の確実性があり、被害防除が発生するおそれがない。 以上のことから、許可相当と判断をしております。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 2 号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長 (小谷会長)	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 2 号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長 (小谷会長)	起立全員であります。 したがって、議案第 2 号「農地法第 4 条の許可処分」については、原案のとおり可決されました。
議長 (小谷会長)	日程第 8 議案第 3 号「賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認」について を議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局 (奥井主事)	議案第 3 号 賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認について。 農地法第 18 条第 6 項の規定により、通知のあった合意解約について、同法第 18 条第 1 項の許可を受けることを要しないものであるかどうか、審議を求める。 令和 7 年 5 月 30 日提出、厚真町農業委員会会長。 農地法第 18 条第 1 項の許可でございますが、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約などの通知を行う場合は、都道府県知事の許可が必要となります。但し、知事の許可を必要としない要件に該当する場合は、この限りではないとなっております。その要件として、合意による解約が農地の引き渡し前

	の6カ月以内に成立した合意によって行われる場合は、知事の許可を必要としないとなっております。 本文に戻ります。 1番、賃借人 ○○ ○○、賃貸人 ○○ ○○ 所在、○○ ○-○ 以下2筆記載のとおりでございます。 面積 合計 ○○㎡。 合意解約成立年月日、令和7年5月19日。 土地の引渡し時期、令和7年5月30日でございます。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。これより、議案第3号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長 (小谷会長)	それでは、議案第3号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長 (小谷会長)	起立全員であります。 したがって、議案第3号「賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認」については、原案のとおり可決されました。
議長 (小谷会長)	日程第9 議案第4号 「農用地利用集積等促進計画案」1番から5番を議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局（奥井主事）	議案書5ページをお開き下さい。 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について。 厚真町からの事務委任をうけ、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成した、下記の農用地利用集積等促進計画の案について審議を求める。 また、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて決定を求める。 令和7年5月30日提出、厚真町農業委員会会長。 1番、受け人 ○○ ○○○○ 渡し人 ○○ ○○○○。 設定する土地 ○○ ○○以下4筆。現況、田 4筆合計○○㎡。 存続期間 10年設定。反当は水張で○○円でございます。 2番、受け人 ○○ ○○○○ 渡し人 ○○ ○○○○。 設定する土地 ○○ ○○。現況、田 ○○㎡。 存続期間 5年設定。反当は水張で○○円でございます。 3番、受け人 ○○ ○○○○ 渡し人 ○○ ○○○○。 設定する土地 ○○ ○○。現況、田 ○○㎡。 存続期間 5年設定。反当は水張で○○円でございます。 4番、受け人 ○○ ○○○○ 渡し人 ○○ ○○○○。

	設定する土地 〇〇 〇〇。現況、畑 〇〇㎡。 存続期間 5年設定。反当は水張で〇〇円でございます。 5番、受け人 〇〇 〇〇〇〇 渡し人 〇〇 〇〇〇〇。 設定する土地 〇〇 〇〇。以下5筆 現況、田 地積5筆合計〇〇㎡。 存続期間 10年設定。反当は水張で〇〇円でございます。 説明は以上でございます。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。 それでは、議案第4号1番から5番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
議長 (小谷会長)	賦課金の代納という言葉について説明をお願いします。
事務局(奥井主事)	本来は所有者が負担する金額について耕作者が代わりに払うことを代納というようです。
早坂委員	一応確認でしたが、2番の水張面積が公簿面積より多くなっているのは間違っていないませんか。
事務局(大垣局長)	該当地につきましては、河川占用も含まれていることから、地積と差異が出ております。
議長 (小谷会長)	元々河川だったところは河川敷地として、町が所有して、耕作者に賃貸していることがあります。
長谷川委員	鹿沼にもそういったところは多くあります。 面積が一反くらいしかないところでも、2級河川なので、道と賃貸を結んでいるというところもあります。
議長 (小谷会長)	売買するときは、河川占用分を減らして売買する必要があります。
議長 (小谷会長)	ほかに、なにかありませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長 (小谷会長)	これで質疑を終わります。 それでは、議案第4号1番から5番について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長 (小谷会長)	起立全員であります。 したがって、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案について」1番から5番については、原案のとおり可決されました。
議長 (小谷会長)	続いて議案第4号6番を議題といたします。 この件については、委員に関する案件でありますので、農業委員会法第31条の規定により、米澤委員は退席をお願いいたします。
米澤委員	【退席：午前9時59分】
議長 (小谷会長)	それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局(奥井主事)	6番、受け人 〇〇 〇〇〇〇 渡し人 〇〇 〇〇〇〇。 設定する土地 〇〇 〇〇以下2筆 現況、畑 地積2筆合計〇〇㎡。 存続期間 10年設定。反当は公簿で〇〇円でございます。 説明は以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。

(小谷会長)	それでは、議案第４号６番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【ありませんと声あり】
議長 (小谷会長)	質疑なしと認めます。 それでは、議案第４号６番について起立により採決いたします。 本案について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長 (小谷会長)	起立全員であります。 したがって、議案第４号農用地利用集積等促進計画案６番については、原案のとおり可決されました。
米澤委員	【着席：午前１０時１分】
議長 (小谷会長)	日程第１０ 農地移動適正化あっせん委員の指名 を議題といたします。 事務局より、説明をお願いします。
事務局（奥井主事）	（あっせん地について説明）
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。 お諮りいたします。あっせん委員を議長より指名することについて、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」の声あり】
議長 (小谷会長)	異議なしと認めます。 それでは、あっせん委員を指名いたします。 〇〇 〇〇さんの申し出地につきましては、高橋職務代理、米澤委員、早坂委員を指名いたします。 なお、指名された委員が都合により出席できない場合は、次の委員に安田委員を指名いたします。 〇〇 〇〇さんの申し出地につきましては、岡嶋委員、長谷川委員、斉藤委員を指名いたします。 なお、指名された委員が都合により出席できない場合は、次の委員に上田委員を指名いたします。 指名された委員につきましては、よろしくお願いいたします。
議長 (小谷会長)	以上、本総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。 これをもちまして、令和７年度第２回厚真町農業委員会総会を閉会いたします。 【午前 １０時５分 閉会】